

会議中の情報通信機器使用についての検証と今後の取り組みについて

議会運営委員会委員長 西本嘉宏

会議中の情報通信機器の使用について望む声も増加してきたことから、平成 25 年 6 月に議会運営委員会において議論した結果、「会議中における情報通信機器の使用基準」を定めて、本年 3 月末までの試行期間、機器の使用を認めてきたところである。

この間、議会運営委員会としても、埼玉県久喜市や飯能市など先進地への視察研修にも取り組み、試行期間が終了する 3 月までに一定のとりまとめと検証を行い、今後の取り扱いについて方向性を決定することにしたところである。

については、各会派において会議中の情報通信機器使用についての状況をつぎのとおり取りまとめた。

- ◎会議等に機器を使用している議員は約 2/3 であり、比較的多くの議員が使用したこととなる。
- ◎使用した機器は、タブレットが中心でその機種は 7 種類となっている。また。スマートフォンやノートパソコンも使用されている。
- ◎使用した会議は、本会議はもちろん各常任委員会、特別委員会も含め、ほとんどの会議で活用されている。
- ◎使用目的は、情報収集や例規集、法律、辞書などの検索、市HPや他市の情報閲覧、スケジュール管理、また、一般質問時など幅広く活用されている。さらに、事務局とのメールの送受信に使用されているケースもあった。
- ◎機器を会議等で使用した感想や課題については、会議中に情報収集や検索ができ機能的、効率的で使い慣れると便利であるという感想が多かった。その一方で、会議中に外部との通信など問題も生じやすいのではないかという指摘や、今後の課題として、全員が使う場合、WiFi環境やLANの整備など必要との意見もあった。
- ◎今後については、引き続き会議中の機器使用を認めるが、この際、使用する一定のルール（内部規則・基準など）が必要である。また、スマートフォンについては、携帯電話と同じ扱いとして使用を認めないことにする。
引き続き、他市の状況や効果の調査を進めつつ、市当局の動向や調整なども踏まえ、同一機種で、アプリやデータが共有できる環境を整備することなど、本格的な機器の使用に関して研究する。
また、ペーパーレス化や災害時での活用なども視野に入れ、事務局とのメールによる連絡や相互のやり取りも積極的に展開することが重要である。
今後、全議員が機器を使いこなし活用できることを研究する場を設置することが必要である。